

災害時における浄化槽の点検等の協力に関する協定

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合における浄化槽の点検・復旧等に関し、甲が乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（協力業務）

第2条 この協定における協力の内容（以下「協力業務」という。）は次に掲げる行為をいう。

- （1）浄化槽の緊急点検
- （2）浄化槽の復旧作業のうち簡易なもの
- （3）浄化槽の被害状況調査の実施及び集計
- （4）浄化槽に関する住民相談の実施
- （5）その他浄化槽の点検等に関し必要な作業

（協力の要請）

第3条 甲は、甲が災害の状況により乙の協力が必要と判断したとき又は被災した市町村から甲に協力の要請があったときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項に規定する要請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被災市町村名
- （2）甲が乙に要請を行う内容
- （3）その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（実施方法等の協議）

第5条 甲又は被災市町村と乙は、必要に応じ協力業務の実施方法等について協議するものとする。

（実施の報告）

第6条 乙は、協力業務を終了したときは、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- （1）被災市町村名
- （2）乙が実施した協力業務の内容
- （3）その他必要な事項

（経費の負担）

第7条 乙が第3条第1項の規定による要請により実施する協力業務に要する費用の負担については、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲又は被災市町村と乙が協議の上、決定するものとする。

（事故の補償）

第8条 乙が実施した協力業務により発生した事故の補償については、甲又は被災市町村と乙が協議して対応するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額については補償を行わない。

- （1）協力業務に従事した者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合 受けることができる給付又は補償の額
- （2）当該損害について、乙又は協力業務に従事する者等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合 受けることができる保険給付の額
- （3）当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合 受けることができる損害賠償の額

（連絡の窓口）

第9条 この協定に関する連絡の窓口は、甲においては岡山県環境文化循環型社会推進課とし、乙においては一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会事務局とする。

（体制の整備）

第10条 乙は、災害時に円滑な協力業務が行えるよう、協力体制並びに情報の収集及び伝達の体制等の整備に努めるものとする。

（協議）

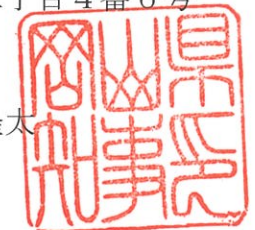
第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年12月18日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山県岡山市中区平井1097番地
一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会

会長 八田 富夫

